



島根県報

平成25年3月22日（金）

第2,480号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	（税 務 課）	2
島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（情 報 政 策 課）	3
島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則	（農林水産総務課）	4

【告 示】

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第8条第1項の規定により知事が指定する方法	（情 報 政 策 課）	6
障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターに係る事項の変更の届出	（雇 用 政 策 課）	6

【正 誤】

昭和43年3月29日付け島根県報第1,247号中	（河 川 課）	6
--------------------------	---------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

- (1) 財団法人日本ゴルフ協会を公益財団法人日本ゴルフ協会に改めることに伴う規定及び様式の整理（第49条・第105号様式―第106号の2様式関係）
- (2) 財団法人日本自動車査定協会を一般財団法人日本自動車査定協会に改めることに伴う様式の整理（第124号様式関係）
- (3) その他様式の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

1 規則の概要

申請等における氏名又は名称を明らかにする措置として、知事が指定する方法で電子情報処理組織を使用して申請等を行った者を確認するための措置を追加することとした。（第8条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第7号）

1 規則の概要

- (1) 土地改良法の規定により、知事が土地改良区等に対して行う検査について定めることとした。（第1条・第2条・様式第2号関係）
- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項及び様式の整理（第1条・様式第2号関係）
- (3) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第5号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第49条の見出し中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改め、同条中「財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第23号様式中「（島根002）（島根003）」を「（島根002）」に改める。

第27号様式その6表面中「6月15日」を「6月20日」に、「口座振替中止等について」を「口座振替停止等について」

に改め、同様式裏面中

「

口座振替中止等について

- 1 今年度分（本通知分）のみ口座振替を中止したい場合は、5月20日までに表面記載のお問い合わせ先へ御連絡ください。
- 2 来年度以降の口座振替を停止したい場合や口座の内容（口座番号、口座名義人等）に変更がある場合は、当該金融機関窓口にて備え付けの専用紙で手続を行ってください。（手続の期限：本通知の翌年2月末日まで）
- 3 自動車を2台以上お持ちの場合、そのうちの一部の車についてのみ口座振替を停止することはできません。
- 4 住所変更や改姓の際に県に御連絡をいただけなかった場合は、口座振替ができないことがありますので御注意ください。
- 5 口座振替依頼後であっても、指定預金口座が解約済みの場合又は金融機関との口座振替契約が解約（一定期間指定預金口座の取引がないため、金融機関の定めにより解約となる場合等）され振替不能となる場合は、口座振替を停止させていただくことがありますので御了承願います。

を

「

口座振替停止等について

- 1 来年度以降の口座振替を停止したい場合や口座の内容（口座番号、口座名義人等）に変更がある場合は、当該金融機関窓口にて備え付けの専用紙で手続を行ってください。（手続の期限：本通知の翌年2月末日まで）
- 2 自動車を2台以上お持ちの場合、そのうちの一部の車についてのみ口座振替を停止することはできません。
- 3 住所変更や改姓の際に県に御連絡をいただけなかった場合は、口座振替ができないことがありますので御注意ください。
- 4 口座振替依頼後であっても、指定預金口座が解約済みの場合又は金融機関との口座振替契約が解約（一定期間指定預金口座の取引がないため、金融機関の定めにより解約となる場合等）され振替不能となる場合は、口座振替を停止させていただくことがありますので御了承願います。
- 5 今年度分（本通知分）のみ口座振替を中止したい場合は、5月20日までに表面記載のお問い合わせ先へ御連絡ください。

に改める。

第105号様式から第106号の2様式までの規定中「財団法人日本ゴルフ協会（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第124号様式の備考(2)中「財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。以下「日本自動車査定協会」という。）」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改め、同様式の備考(3)中「日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

島根県規則第6号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「又は」を「、」に改め、「入力」の次に「又は知事が指定する方法で申請等を行った者を確認するための措置」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第7号

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農林水産業協同組合等検査規則（平成18年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第92条の4第1項において準用する銀行法（昭和56年法律第59号）第52条の54及び農業協同組合法第94条」を「第94条第1項から第5項まで並びに農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）第11条第2項の規定により適用される同法第94条第1項から第3項まで及び第5項」に、「第121条の4第1項において準用する銀行法第52条の54及び水産業協同組合法第123条」を「第123条第1項から第5項まで並びに水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第30条第2項の規定により適用される同法第123条第1項から第3項まで及び第5項、土地改良法（昭和24年法律第195号）第132条第1項及び第133条（これらの規定を同法第84条において準用する場合を含む。）並びに土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第79条第2項の規定により適用される同法第132条第2項」に、「から第5項まで」を「及び第2項」に、「第111条」を「第111条第1項から第5項まで（森林組合法施行令（昭和53年政令第286号）第15条第2項の規定により適用される場合を含む。）」に、「第14条」を「第15条第1項（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第38条第2項の規定により適用される場合を含む。）」に改める。

第2条第4号中「及び信用事業受託者」を「、信用事業受託者及び共済代理店」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者及び土地改良事業団体連合会
様式第2号中（裏面）以外の部分を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

(表面)

第	号	農林水産業協同組合等検査員証	
		所 属 島根県	
		職 名	
		氏 名	
上記の者は、		農業協同組合法第94条第1項から第5項まで並びに農業協同組合法施行令第11条第2項の規定により適用される同法第94条第1項から第3項まで及び第5項 水産業協同組合法第123条第1項から第5項まで並びに水産業協同組合法施行令第30条第2項の規定により適用される同法第123条第1項から第3項まで及び第5項 土地改良法第132条第1項及び第133条並びに同法第84条において準用する同法第132条第1項及び第133条並びに土地改良法施行令第79条第2項の規定により適用される同法第132条第2項 農水産業協同組合貯金保険法第117条第1項及び第2項 森林組合法第111条第1項から第5項まで及び森林組合法施行令第15条第2項の規定により適用される同法第111条第1項から第5項まで 犯罪による収益の移転防止に関する法律第15条第1項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第38条第2項の規定により適用される同法第15条第1項	の
		規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。	
	年 月 日交付		
		島根県知事	印

注 不要な文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第179号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）第8条第1項の規定により、知事が指定する方法を次のように定め、平成25年5月1日から施行する。

平成25年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

知事が定める措置を適用する手続等	知事が指定する方法
島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）第77条第4項の規定による継続して自動車税の減免を受けるための申請	知事が付与した徴収番号（島根県県税条例施行規則第28条に規定する納税通知書に記載された番号をいう。）並びに車台番号（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項第2号に規定する車台番号をいう。）の下4桁の数字及び自動車登録番号（同法第11条第1項に規定する自動車登録番号をいう。）を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力する方法

島根県告示第180号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により告示する。

平成25年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業者の住所	事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人 雲南広域福祉会	雲南市三刀屋町古城42-2	雲南市三刀屋町古城45-6	雲南市木次町下熊谷1259-1	平成24年4月1日

正 誤

昭和43年3月29日付け島根県報第1,247号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

8	ペ ー ジ
の 表 中	第 四 百 八 号
島 根 県 告 示	箇 所

曲 川
左岸江津市大字波子字築紋口の三百七十八番の二地先 右岸同市同大字口の二百六十二番地先
〃

誤

曲 川
左岸江津市大字波子字竹ノ下口二十番三地先 右岸同市大字敬川字高田横路六百九十五番一地先
〃

正